

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制の関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」（令和2年3月17日制定）の附則第6条に定める経過措置により、定期事業者検査の開始報告は不要とされているが、定期事業者検査を開始するにあたり、同様の事項について、下記のとおり報告いたします。

令和2年12月23日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名：理事長 児玉 敏雄
2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地
名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター
所 在 地：岡山県苫田郡鏡野町上齋原1150番地
3. 検査の対象及び方法並びに期日
検査の対象：ウラン濃縮原型プラント
検査の方法：別添1「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」
のとおり
検査の期日：令和3年2月24日～令和3年3月5日
4. 予定の概要
別添1「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」のとおり

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。

令和3年2月24日～令和3年3月5日

各検査予定日は、別添1「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」のとおり

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

別添2「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」に記載している実施頻度に基づき定期事業者検査を実施する。定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目を別添1「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」に示す。

○前回の定期事業者検査からの変更点

該当なし

2. 加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

○加工施設の施設管理目標

別添2「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の別紙「令和2年度 核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票」のとおり

○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

重要度が高い系統がないため該当なし

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ) 施設管理実施計画の始期及び期間

別添2「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第2条のとおり

ロ) 加工施設の工事の方法及び時期
該当なし

ハ) 加工施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度
及び時期

別添 1 「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」及び別添
3 「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・
廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」のとおり

ニ) 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
別添 2 「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プ
ラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第 6 条のとおり

4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「規則」という。）第三条の
十（定期事業者検査の実施）第 2 項に規定する判定する方法に関すること
（一定の期間を含む。）

加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準」という。）に適合し
ている状態を維持するかどうかを判定する方法に関して定める定期事業者検
査の「一定の期間」については、別添 3 「設備保全整理表 核燃料物質加工
施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」に示す
点検頻度を考慮し「1 2 ヶ月」とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した上記 3. に掲げる事項を説明する
書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
該当なし

6. 前回の定期事業者検査において提出した上記 2. 又は 3. に掲げる事項に
ついて評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を
記載した書類
該当なし

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記 4. に掲げる事項を説明する
書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあって
は、規則第三条の十第 3 項各号に掲げる事項を記載した書類
該当なし

8. 添付書類

別添 1 「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」

別添 2 「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

別添 3 「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

別添 4 「検査要否整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

「ウラン濃縮原型プラントの定期事業者検査の計画」

(1/2)

施設区分	設備等の区分	構成品目	検査項目	検査実施予定時期
建物本体	主棟 付属棟(第1貯蔵庫含む) 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫 廃棄物貯蔵庫 非常用発電機棟	—	・建物の健全性確認検査	R3. 2. 25～R3. 3. 5
濃縮施設	加工設備本体	<ul style="list-style-type: none"> ・DOP-1カスケード設備 ・製品コールドトラップ ・カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF) ・回収用コールドトラップ ・IF₇コールドトラップ ・滞留用回収系ケミカルトラップ(NaF) ・滞留用排気系ケミカルトラップ(NaF) ・滞留用パージ系ケミカルトラップ(NaF) ・均質設備コールドトラップ ・均質設備ケミカルトラップ(NaF) ・製品シリンダ ・滞留ウラン回収容器 ・ハンドリング用シリンダ ・回収ウラン原料シリンダ ・NaF処理槽 ・使用済NaF収納ドラム缶 	・核燃料物質の臨界防止確認検査	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排気系1排風機 ・排気系2排風機 ・局所排気設備排風機 ・排気ダクト 	・気体廃棄物の廃棄設備の処理能力検査	R3. 2. 24
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排気系1送風機 ・排気系1排風機 ・排気系2送風機 ・排気系2排風機 ・局所排気設備送風機 ・局所排気設備排風機 	・送・排風機の起動停止シーケンス作動検査(含む負圧維持)	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過装置 高性能エアフィルタ 	・ろ過装置の性能確認検査	R3. 2. 24
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・負圧指示調節計 ・差圧指示調節計 ・圧力指示調節計 	・負圧指示調節計等の警報作動検査	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・主棟給排気系統、 ・付属棟給排気系統 	・第1種管理区域の負圧確認検査	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・保守フード 	・保守フードの面速確認検査	R3. 2. 25～R3. 3. 5

施設区分	設備等の区分	構成品目	検査項目	検査実施予定時期
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・管理廃水受水槽 ・管理廃水排水槽 ・発生回収室ピット ・均質操作室ピット 	<ul style="list-style-type: none"> ・液面高検知警報設備の警報作動検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・管理廃水処理設備 管理廃水受水槽 管理廃水排水槽 反応槽 脱水機 砂ろ過器 廃水配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理廃水処理設備の処理能力検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
核燃料物質の貯蔵施設	搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・天井走行クレーン ・テルハ（16トンホイスト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送設備の性能確認検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ANSI規格30B ・ANSI規格48Y ・ハンドリング用シリンダ ・滞留ウラン回収容器 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品・原料・廃品シリンダ等の健全性確認検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射線管理施設	放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排気用モニタ 	<ul style="list-style-type: none"> ・排気用モニタの警報作動検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
放射線管理施設	放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排気用ダストモニタ ・サーベイメータ ・放射能測定装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質濃度確認検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備 受信機 感知器 地区音響装置 発信機 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備の警報作動検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・安全避難通路 非常用照明 誘導灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全避難通路等の健全性確認検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急器材 懐中電灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急器材の健全性確認検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の作動検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置の作動検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5
その他の加工設備の付属施設	非常用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用連絡設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報連絡設備の連絡機能検査 	R3. 2. 25～R3. 3. 5

核燃料物質加工施設 施設管理実施計画

(ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟)

承認		同意	作成			
副所長 (事務担当)	環境保全技術開発部長	核燃料取扱主任者	安全管理課長	施設管理課長	設備処理課長	処理技術開発課長
(R2.10.21)	(R2.10.21)	(R2.10.20)	(R2.10.20)	(R2.9.30)	(R2.10.5)	(R2.10.7)

令和2年度

人形峠環境技術センター

環境保全技術開発部
環境保全技術開発部
環境保全技術開発部

安全管理課
施設管理課
設備処理課
処理技術開発課

1.施設管理に関する方針（加工規則第7条の4第1項第1号）及び施設管理目標（同規則第7条の4第3項）

別紙「令和2年度 核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票」に示す。

2.施設管理実施計画の策定及び実施（第7条の4第1項）

第1条 本計画は、核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の施設管理にあたり、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）第7条の4第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

（第7条の4第1項第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間）

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、令和2年度末までとする。

2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、第1項の計画の作成にあたっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」並びに「核燃料取扱施設運転管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

始期及び期間：令和2年12月1日～令和3年3月31日まで

（第7条の4第1項第4号ロ 設計及び工事）

第3条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体（濃縮施設）、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備の修理及び改造に係る設計及び工事を行うときは、保安規定第8章 保守管理第3節【保守及び改造】第73条《保守及び改造作業の実施》の定めにより業務を実施する。

2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の業務の実施にあたっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「設計管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

令和2年度には設計及び工事の予定はなし。

(第7条の4第1項第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体(濃縮施設)、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備について、保安規定第8章 保守管理 第1節【施設管理】第69条の6《巡視》に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の巡視の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」並びに「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体(濃縮施設)、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備について、保安規定第8章 保守管理 第1節【施設管理】第69条の3《施設管理実施計画等の策定》の定めにより、当該施設の巡視、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表及び検査要否整理表」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の「設備保全整理表」に記載する巡視、点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。

3 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の巡視、点検、検査等の実施に当たっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」、「監視機器及び測定機器の管理要領書」、「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」、「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

4 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第2章 安全管理体制 第3節【委員会】第12条《独立検査委員会》及び「独立検査委員会規則」の定めにより、検査の独立性を確保する。

(第7条の4第1項第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体（濃縮施設）、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際は、「核燃料取扱施設運転管理要領書」、「核燃料施設区域管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」、その他関連要領及び下部要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の措置にあたっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号へ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

第7条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体（濃縮施設）、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視並びに第5条の点検、検査等の結果について、保安規定第8章 保守管理 第1節【施設管理】第69条の5《保全活動の有効性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な確認及び評価を行う。

2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の確認及び評価にあたっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体（濃縮施設）、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第8章 保守管理 第1節【施設管理】第69条の5《保全活動の有効

性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」並びに「保安活動指標設定評価要領書」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、前項の改善の実施にあたっては、核燃料物質加工施設「品質マネジメント計画書」並びに「不適合並びに是正及び未然防止処置要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 施設管理課長、設備処理課長、処理技術開発課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の加工設備本体（濃縮施設）、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工設備の付属施設及びユーティリティ設備の、第2条から第8条までの業務に関する記録について、施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間、保存する。

附則

この計画は、令和2年10月26日から施行する。

令和2年度

核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票

【核燃料物質加工施設保安規定に基づく施設管理目標】

施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価*1
1 安全確保を最優先とする。	非常用電源設備の性能維持のため無停電源装置の不具合発生件数が1年につき1件以内となるように、必要な措置を実施する。	達成度	施設管理実施計画の期間中に1件以内	
	放射線管理設備のうち排気用モニタの不具合発生件数が1年につき1件以内となるよう、必要な措置を実施する。	達成度	施設管理実施計画の期間中に1件以内	
2 法令及びルール(自ら決めたことや社会との約束)を守る。	保全活動を行う者の力量管理を確実にを行う。	実施頻度(教育) 実施頻度(再評価)	年1回以上 年1回以上	
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備、機器等の不具合又はその予兆の発見に努め、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度	
3 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	達成度	100%	
	施設管理に関する情報を工程調整会議等により関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上	
4 保安業務(運転管理、施設管理等)の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を行う。	自施設及び他施設で発生した不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率*2	事象発生の都度 100%	
	施設管理実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実にを行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間ごと	

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分考慮した上で具体的に定めること。
本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。

*1: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。

*2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済みとみなすことができる。

設備保全整理表

核燃料物質加工施設
 ウラン濃縮原型プラント
 廃棄物貯蔵庫
 非常用発電機棟

承認		同意	作成			
副所長 (事務担当)	環境保全技術開発部長	核取 主任者	安全 管理課長	施設 管理課長	設備 処理課長	処理技術 開発課長
(R2.10.2)	(R2.10.2)	(R2.10.20)	(R2.10.20)	(2020.10.5)	(2020.10.6)	(R2.10.7)

2020年度

人形峠環境技術センター

	安全管理課
環境保全技術開発部	施設管理課
環境保全技術開発部	設備処理課
環境保全技術開発部	処理技術開発課

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器				共用段階				中長期保全*1				備考	担当 課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 <small>(法令技術基準に関する項目)</small>	要領書 索引番号	点検頻度 <small>() 付きは、自主 的な点検</small>	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号					
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(1/6) (1) 原型プラント	建物	主棟 付属棟 第2貯蔵庫 第3貯蔵庫		低	事後保全	建物の健全性確認検査	施設-SMM-760-162-003	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課				
						・日常の巡視(外観検査)							施設管理課				
						・外壁の外観目視検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	-	-	-	施設管理課					
						・天井・内壁の外観目視検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	-	-	-	施設管理課					
						地震発生時の巡視	-	震度4以上の発生の都度	施設-SMM-720-013-002	-	-	施設管理課					
						建屋鉄骨の肉厚測定	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-165-024	-	-	-	施設管理課				
	加工設備本体 (濃縮施設)	DOP-1 カスケード設備	DOP-1 遠心分離機	1式	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課		
							・日常の巡視(臨界管理)										
							日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			
							配管肉厚測定	-	1回/年	施設-SMM-760-165-024	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課		
		DOP-2 カスケード設備	DOP-2 遠心分離機	1式	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課		
		DOP-1 高周波電源設備	インバータ装置 (制御盤、整流器盤、 インバータ盤)	6基	低	事後保全	日常の巡視	-	(1回/日)	仮称：恒久的措置・管理マニュアル	-	-	-		設備処理課		
		DOP-1 UF6処理設備	製品コードトラップ	2基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課		
							・日常の巡視(臨界管理)										
							日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			
廃品コードトラップ			3基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課			
カスケード排気系 ケミカルトラップ (NaF)			2基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課			
						・日常の巡視(臨界管理)											
							日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課		
カスケード排気系 ケミカルトラップ (Al2O3)			2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課			
カスケード排気系 ブローポンプ			2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課			
カスケード排気系 ロータリーポンプ	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課					
発生槽	3基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課					
バッファタンク	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課					
製品回収槽	4基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課					
廃品回収槽	4基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-		設備処理課					

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器				共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造			要領書 索引番号		
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(2/6) (1) 原型プラント(続き)			一般ボージ系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課		
			一般ボージ系 ケミカルトラップ (Al2O3)	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課		
			一般ボージ系 ローリーポンプ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課		
			冷却器	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課		
		均質設備	シリンダ槽	5基	低	事後保全	温度異常警報の作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課	
	圧力異常警報の作動確認						-	1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課		
	外観目視点検						-	1回/月	施設-SMM-760-165-025	-	-	-	施設管理課			
	日常の巡視						-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課			
				均質設備 コールドトラップ	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/日	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
	温度異常警報の作動確認		-					1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課		
	圧力異常警報の作動確認		-					1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課		
	日常の巡視		-					1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課			
				均質設備 ケミカルトラップ (NaF)	2基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/日	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
	日常の巡視		-					1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課			
				均質設備 ケミカルトラップ (Al2O3)	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課	
				均質設備 プーラーポンプ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課	
				均質設備 ローリーポンプ	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課	
			サンプル小分け装置	1式	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課		
			NaF処理槽	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/日	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課	
		日常の巡視					-	1回/日	要領書なし	-	-	-	施設管理課			

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号		
	滞留ウラン除去設備	ポンベ槽	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
						圧力異常警報の作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
		IF7調整槽	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		回収用コールドトラップ	2基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課
						圧力異常警報の作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
						温度異常警報の作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-017	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
						日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		IF7コールドトラップ	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課
		滞留用回収系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課
						日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		滞留用排気系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課
						日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		滞留用バージ系 ケミカルトラップ (NaF)	1基	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	処理-SMM-720-112-003	1回/日	処理-SMM-720-112-003	-	-	-	廃止措置計画認可後は不要	設備処理課
						日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		滞留用排気系 ケミカルトラップ (Al2O3)	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
		滞留用バージ系 ケミカルトラップ (Al2O3)	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課	
滞留用バージ系 ブスターポンプ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			
滞留用排気系 ローリーポンプ	2基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			
滞留用バージ系 ローリーポンプ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			
滞留ウラン回収槽	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	処理-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課			

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						共用段階			中長期保全*1			備考	担当 課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号						
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(3/6) (1) 原型プラント(続き)			回収用コップ レッパ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課				
			循環用コップ レッパ	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-0011	-	-	-	設備処理課				
	核燃料物質の貯蔵施設	第1貯蔵庫 (付属棟)	48Yシリンダ 30Bシリンダ (回収ウラン原料シリンダ) (製品シリンダ) (滞留ウラン回収容器) (ハンドリング用シリンダ)	1式	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/週	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	施設管理課				
							製品・原料・廃品シリンダ等の健全性確認検査 ・外観検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-164-036	1回/年	-	-	-	施設管理課					
							日常の巡視(外観・漏えい)	-	1回/週	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課				
							員数確認	-	1回/年	施設-SMM-760-164-036	-	-	-	施設管理課				
							肉厚測定	-	1回/年	施設-SMM-760-165-029	-	-	-	施設管理課				
							使用済NaF入脳ドラム缶 パドケージ	1式	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/週	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	施設管理課
			シリンダ置台	1式	低	事後保全	核燃料物質の臨界防止確認検査 ・日常の巡視(臨界管理)	施設-SMM-720-112-004	1回/週	施設-SMM-720-112-004	-	-	-	-	施設管理課			
							日常の巡視	-	1回/週	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課				
							横換台	-	低	事後保全	外観目視	-	使用前	点検マニュアルは現在なし	-	-	-	施設管理課
							ターンテーブル	-	低	事後保全	外観目視	-	使用前	点検マニュアルは現在なし	-	-	-	施設管理課
	搬送設備	天井走行クレーン テルハ(16トネイスト)	-	低	事後保全	搬送設備の性能確認検査 ・作動検査 ・安衛法に基づく点検	施設-SMM-760-164-035	1回/年	施設-SMM-760-164-035	-	-	-	施設管理課					
						作動点検	-	1回/月	施設-SMM-760-162-005	-	-	-	施設管理課					
	保守室及び均質操作室	ジブクレーン(手動式)	1台	低	事後保全	外観点検	-	使用前	現在点検マニュアルなし	-	-	-	施設管理課					
						1.2トネイスト (手動チェーンロック)	1台	低	事後保全	性能点検	-	1回/月	施設-SMM-760-162-005	-	-	-	休止中 施設管理課	
						作動点検				-	使用前	施設-SMM-760-165-030	-	-	-	休止中 施設管理課		
						運搬台車	1基	低	事後保全	外観目視	-	使用前	点検マニュアルは現在なし	-	-	-	施設管理課	
	第2貯蔵庫	48Yシリンダ				製品・原料・廃品シリンダ等の健全性確認検査 ・外観検査	施設-SMM-760-164-036	1回/年					施設管理課					

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号						
			1式	低	事後保全	・漏えい検査												
						日常の巡視(外観・漏えい)	—	1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	—	—	施設管理課			
						員数確認	—	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	—	—	施設管理課			
			シリンダ置台	1式	低	事後保全	肉厚測定	—	1回/年	施設-SMM-760165-029	—	—	—	—	—	—	—	施設管理課
							日常の巡視	—	1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	—	—	施設管理課		
							製品・原料・廃品シリンダ等の健全性確認検査 ・外観検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-164-036	1回/年		—	—	—	—	—	施設管理課		
			第3貯蔵庫	48Yシリンダ	1式	低	事後保全	日常の巡視(外観・漏えい)	—	1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	—	—	—	施設管理課
								員数確認	—	1回/年	施設-SMM-760-164-036	—	—	—	—	—	施設管理課	
								肉厚測定	—	1回/年	施設-SMM-760165-029	—	—	—	—	—	施設管理課	
								シリンダ置台	1式	低	事後保全	日常の巡視	—	1回/週	施設-SMM-760-162-003	—	—	—
	1台	低	事後保全	フォークリフト					点検マニュアルは現在なし	—	—	—	—	—	施設管理課			
				作動点検	—	使用前												
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-5 廃止措置対象主要施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(続き)	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	3系統	中	事後保全	送風機・排風機 ・種痘排気系1 ・種痘排気系2 ・付属棟	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	—	—	施設管理課			
						気体廃棄物の廃棄設備の処理能力検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	—	—	施設管理課			
						性能点検	—	1回/年	施設-SMM-720-114-005	—	—	—	—	—	施設管理課			
			3系統	低	事後保全	主棟(排気系1、排気系2)、付属棟 ・フィルユニット(排気系1) ・フィルユニット(排気系2) ・フィルユニット(付属棟)	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-164-001	—	—	—	—	—	—	—	施設管理課	
						ろ過装置の性能確認検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			3系統	低	事後保全	主棟(排気系1、排気系2)、付属棟 ・排気ダクト(排気系1) ・排気ダクト(排気系2) ・排気ダクト(付属棟)	施設-SMM-760-165-022	1回/年	施設-SMM-760-165-022	—	—	—	—	—	—	—	施設管理課	
						気体廃棄物の廃棄設備の処理能力検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			2基	低	事後保全	局所排気設備	—	1回/月	施設-SMM-760-164-033	—	—	—	—	—	—	—	廃止措置計画認可後は不要	施設管理課
						工程用モニタ	—	1回/年	施設-SMM-760-164-032	—	—	—	—	—	—	—	—	廃止措置計画認可後は不要
			1基	低	事後保全	付属棟(局所排気設備)	—	1回/日	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	—	—	—	—	—	施設管理課
小分けフード	—	—				—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器					共用段階			中長期保全*1			備考	担当 課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造			要領書 索引番号	
			付属棟(局所排気設備) 配管フード	5台	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-		施設管理課
							機能確認	-	1回/年	施設-SMM-760-164-004	-	-	-	廃止措置計画 認可後は不要	施設管理課
			付属棟(局所排気設備) 保守フード	1基	低	事後保全	保守フードの面速確認検査	施設-SMM-760-164-003	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
			分析フード	3基	低	事後保全	分析フードの面速確認	-	1回/年	施設-SMM-760-164-005	-	-	-	廃止措置計画 認可後は不要	施設管理課
			負圧指示調節計	12基	低	事後保全	第1種管理区域の負圧確認検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-164-001	-	-	-		施設管理課
							負圧指示調節計等の警報作動検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-164-001	-	-	-		施設管理課
							負圧差圧の警報作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-001	-	-	-		施設管理課
							負圧指示調節計の校正	-	1回/年	施設-SMM-760-164-001	-	-	-		施設管理課
		管理廃水処理設備	液体廃棄物の廃棄設備 ・管理廃水受水槽 ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器 ・管理廃水排水槽		低	事後保全	管理廃水処理設備の処理能力検査	施設-SMM-760-164-006	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
							機能点検	-	1回/年	施設-SMM-760-165-020	-	-	-		施設管理課
							肉厚測定	-	1回/年	施設-SMM-760-165-012	-	-	-		施設管理課
			フレーム	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-		施設管理課
			管理廃水受水槽	2基	低	事後保全	液面高検知警報設備の警報作動検査	施設-SMM-760-164-007	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
							管理廃水処理設備の処理能力検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-164-008	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
							液面検知の警報作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-007	-	-	-		施設管理課
			反応槽	1基	低	事後保全	管理廃水処理設備の処理能力検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-164-006	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
			脱水機	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/週	施設-SMM-760-162-003	-	-	-		施設管理課
			砂ろ過器	1基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/週	施設-SMM-760-162-003	-	-	-		施設管理課
			管理廃水排水槽	2基	低	事後保全	液面高検知警報設備の警報作動検査	施設-SMM-760-164-007	1回/年	-	-	-	-		施設管理課
							管理廃水処理設備の処理能力検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-164-008	1回/年	施設-SMM-760-164-008	-	-	-		施設管理課
							液面検知の警報作動確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-007	-	-	-		施設管理課
			ピット、廃水配管	発生回収室 均質操作室	低	事後保全	液面高検知警報設備の警報作動検査	施設-SMM-760-165-018	1回/年	施設-SMM-760-165-018	-	-	-		施設管理課
							管理廃水処理設備の処理能力検査 ・漏えい検査	施設-SMM-760-165-007	1回/年	-	-	-	-		施設管理課

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器							共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号					
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(5/6) (1) 原型プラント(続き)	放射線管理施設	放射線管理設備	排気監視	排気用ダストモニタ	1式	中	事後保全	排気用モニタの警報作動検査 (排気用ダストモニタ該当)	安管-SMM-760-20	1回/年	-	-	-		安全管理課		
				排気用HFモニタ				警報作動検査 日常の巡視 (設備・機器の停止時は除く)								-	1回/日
			排水監視	放射能測定装置	1台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-		安全管理課	
		屋内管理用の主要な設備	作業管理	エリア用HFモニタ	4台	低	事後保全	警報作動確認	-	1回/年	安管-SMM-760-20	-	-	-		安全管理課	
	手・足・衣服モニタ			2台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	放射線サーベイ機器			1式	低	事後保全	放射性物質濃度確認検査 機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	エアスニッファー検出器			51個	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	可搬型空気サングラ			1台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	個人用ダストサングラ			5台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	放射能測定装置			1台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	空気試料自動測定装置			1式	低	事後保全	放射性物質濃度確認検査 機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-10	-	-	-	-		安全管理課	
	被ばく管理			熱蛍光線量計測定装置	1台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-752-10	-	-	-	-		安全管理課
				ポケット線量計	10本	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-752-10	-	-	-	-		安全管理課
	環境放射線(能)測定	モニタリングポイント	1式	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-20	-	-	-	-		安全管理課		
		モニタリング車	1台	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-20	-	-	-	-		安全管理課		
		可搬型空気サングラ	1式	低	事後保全	機器の点検	-	1回/年	安管-SMM-755-20	-	-	-	-		安全管理課		
	その他設備		気象観測設備	1式	低	事後保全	機器の点検 日常の巡視 (設備・機器の停止時は除く)	-	1回/年 (1回/日)	安管-SMM-755-20	-	-	-	-		安全管理課	

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						共用段階				中長期保全*1			備考	担当 課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号			
その他加工施設 の付属施設	分析設備		質量分析装置	2台	低	事後保全	外観点検	-	1回/週	開発-SMM-760-162-262	-	-	-	休止中	処理技術開発課
			重金属溶液処理装置	1台	低	事後保全	外観点検	-	1回/週	開発-SMM-760-162-262	-	-	-	休止中	処理技術開発課
			ICP発光装置	1台	低	事後保全	外観点検	-	1回/週	開発-SMM-760-162-262	-	-	-	休止中	処理技術開発課
			分光光度計	3台	低	事後保全	外観点検	-	1回/週	開発-SMM-760-162-262	-	-	-	休止中	処理技術開発課
	計量設備		秤量計	-	低	事後保全	計器校正	-	1回/年	施設-SMM-760-165-031	-	-	-		施設管理課
	非常用設備	非常用通報設備	非常用電源装置	ベージング装置	低	事後保全	機能点検	-	1回/年	施設-SMM-760-164-009	-	-	-		施設管理課
							非常用通報連絡設備の連絡機能検査	施設-SMM-760-164-009	1回/年	施設-SMM-760-164-009	-	-	-	施設管理課	
							機能確認	-	1回/月	施設-SMM-760-164-010	-	-	-	施設管理課	
		消火設備	(消火器) (消火栓) 誘導灯	低	事後保全	安全避難通路等の健全性確認検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	-	-	-		施設管理課	
						・機器点検 ・総合点検	施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	-	-	-	施設管理課		
		火災警報設備	防災監視盤等 (3系統)	低	事後保全	自動火災報知設備の警報作動検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	-	-	-		施設管理課	
						・機器点検 ・総合点検	施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	-	-	-	施設管理課		
						機能点検	-	1回/月	施設-SMM-760-164-038	-	-	-	施設管理課		
						自動火災報知設備の警報作動検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	-	-	-	施設管理課		
			感知器 (38警戒区域)	低	事後保全	・機器点検 ・総合点検	施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	-	-	-		施設管理課	
		非常灯	-	低	事後保全	安全避難通路等の健全性確認検査	施設-SMM-760-A65-006	1回/年	施設-SMM-760-A65-006	-	-	-		施設管理課	
		安全避難通路	-	低	事後保全	・外観目視点検	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	-	-	-		施設管理課	
	懐中電灯	-	低	事後保全	緊急器材の健全性確認検査	共通安全作業基準 2.2.7	1回/月	共通安全作業基準 2.2.7	-	-	-		施設管理課		
	無停電電源装置	3基	中	事後保全	無停電電源装置の作動検査	施設-SMM-760-164-011	1回/年	-	-	-	-		施設管理課		
					漏えい電流測定	-	2回/年	施設-SMM-760-162-009	-	-	-	施設管理課			
蓄電池の電圧測定					-	1回/月	SMM-760-164-012	-	-	-	施設管理課				
絶縁抵抗測定					-	1回/年	施設-SMM-760-164-013	-	-	-	施設管理課				

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表														
許可書 記載事項	対象設備機器						共用段階			中長期保全*1			備考	担当 課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号		
		ユーティリティ設備	恒温水チラー	3基	低	事後保全	日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課
			低温水チラー	3基	低	事後保全	一圧容器点検	-	1回/年	メーカーによる点検	-	-	-	施設管理課
							定期点検	-	1回/年	施設-SMM-720-116-010	-	-	-	施設管理課
							日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課
			計装空気コンプレッサ	2基	低	事後保全	定期点検	-	1回/年	施設-SMM-760-116-011	-	-	-	施設管理課
							日常の巡視	-	1回/日	施設-SMM-760-162-003	-	-	-	施設管理課

*1：「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

施設:廃棄物貯蔵庫 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器				共用段階			中長期保全*1				備考	担当 課室	
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	点検頻度 () 付きは、自主 的な点検	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造			要領書 索引番号
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表3-6 廃止措置対象主要施設及び主な設備(6/6) (2) 廃棄物貯蔵庫	建物	廃棄物貯蔵庫	—	低	事後保全	建物の健全性確認検査	施設-SMM-760-162-008	1回/日	施設-SMM-760-162-008	—	—	—	施設管理課	
						・日常の巡視(外観目視)	施設-SMM-760-164-001	1回/年	—	—	—	施設管理課		
						・外壁の外観目視検査	施設-SMM-760-164-001	1回/年	—	—	—	施設管理課		
						・天井・内壁の外観目視検査	—	—	—	—	—	施設管理課		
						地震発生時の巡視	—	震度4以上の発生の都度	施設-SMM-720-013-002	—	—	—	施設管理課	
	建屋鉄骨の肉厚測定	施設-SMM-760-164-001	1回/年	施設-SMM-760-165-028	—	—	—	施設管理課						
	その他加工施設 の付属設備	非常用設備	消火設備	(消火器) (消火栓) 誘導灯	低	事後保全	安全避難通路等の健全性確認検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課
							・機器点検	施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課
			火災警報設備	防災監視盤等 (1系統)	低	事後保全	自動火災報知設備の警報作動検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課
							・機器点検	施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課
							・総合点検	施設-SMM-760-164-041	1回/月	施設-SMM-760-164-041	—	—	—	施設管理課
			非常灯	—	低	事後保全	安全避難通路等の健全性確認検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課
・機器点検							施設-SMM-760-164-039	1回/年	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課	
安全避難通路	—	低	事後保全	緊急器材の健全性確認検査	施設-SMM-760-164-039	1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	施設管理課			
・外観目視点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	施設管理課			

*1: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

検査要否整理表

核燃料物質加工施設

〔ウラン濃縮原型プラント
廃棄物貯蔵庫
非常用発電機棟〕

承認		同意	作成			
副所長 (事務担当)	環境保全 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全管理 課長	施設管理 課長	設備処理 課長	処理技術開発 課長
(R2.10.20)	(R2.10.21)	(R2.10.20)	(R2.10.20)	(R2.9.30)	(R2.10.5)	(R2.10.7)

2020年度

人形峠環境技術センター

	安全管理課
環境保全技術開発部	施設管理課
環境保全技術開発部	設備処理課
環境保全技術開発部	処理技術開発課

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
4	核燃料物質の 臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその後作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。</p>	● 保安記録 確認	—	—	<p>【外観点検、保安記録確認検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の濃度、質量、形状寸法について、これらの管理の記録確認を行う。 核燃料物質を収納する機器の形状寸法に変更はないが外観等の点検又は巡視の保安記録確認により行う。 	<p>【加工設備】 DOP-1カスケード 【均質設備】 均質設備コールドトラップ NaF処理槽 均質設備ケミカルトラップ (NaF) 【UF6処理設備】 製品コールドトラップ カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) 【滞留ウラン除去設備】 回収用コールドトラップ (1) 回収用コールドトラップ (2) IF7コールドトラップ 滞留用排気系ケミカルトラップ (NaF) 滞留用回収系ケミカルトラップ (NaF) 滞留用パージ系ケミカルトラップ (NaF) 【貯蔵設備】 製品シリンダ 滞留ウラン回収容器 ハンドリング用シリンダ 回収ウラン原料シリンダ 使用済NaF収納ドラム缶</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものでなければならない。</p>	○ 同時確認	—	—	<p>【外観点検、保安記録確認検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の濃度、質量、形状寸法について、これらの管理の記録確認を行う。 核燃料物質を収納する機器等配置に変更はないが、定期的な各シリンダ置台又はバードケージの外観点検、据え付けボルトの点検又は巡視の保安記録確認により行う。 	【第4条1項の検査と同時確認】
		<p>3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 臨界質量以上のウラン（ウラン235の量のウランの総量に対する比率が5/100を超えるものに限る。）を使用していないため、定期事業者検査は不要である 	【該当なし】
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	<p>【外観検査（構造、据付）等、保安記録確認検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時にを行う。 静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること（劣化状況）の確認は、構造物の代表部位の定期的な肉厚測定又は巡視によって行う。その測定頻度は代表箇所を選定し定期的（1年に1回）に行う。定期事業者検査は点検又は巡視の保安記録確認等により行う。 	<p>建家 原型プラント 主棟、付属棟（第1貯蔵庫含む）、第2貯蔵庫、第3貯蔵庫 廃棄物貯蔵庫 非常用発電機棟</p>
6	地震による損傷の防止	<p>第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。</p>	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	<p>【保安記録確認検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度4以上の地震発生時に実施する施設の点検記録を保安記録確認等により行う。 	【第5条の検査に合わせて確認】
		<p>2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 耐震重要施設には該当しないため、定期事業者検査は不要である。 	【該当なし】
		<p>3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 耐震重要施設には該当しないため、定期事業者検査等は不要である。 	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
7	津波による損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・施設を設置場所は、津波に係る保安設備や保安措置を要さない海拔700～750mの準高原地帯にあるため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【外観検査（構造、据付）等、保安記録確認検査】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 ・施設・設備及び機器の定期的な点検又は巡視の保安記録確認等により行う。	【第5条の検査に合わせて確認】 人形峠環境技術センター規則「電巻発生に備えた対応について（3-14-1）」に基づき対応する。
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・周辺監視区域には隣接する事業所、鉄道はない。また、外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
		3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・航空機の飛行ルートではないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
9	加工施設への不法な侵入等の防止	第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・核物質防護規定において、施設の防護措置を定め、機構本部による定期的な核セキュリティ遵守状況調査及び原子力規制庁による原子力規制検査により確認していることから、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。 一 液体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、液体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。	—	—	—	・核燃料物質等を含まない流体を導く管は、放射性物質を含む容器及び間に接続されていないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
		二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であって、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	● 記録確認	—	—	【外観・漏えい検査】 ・容器等について定期的に実施している外観・漏えい確認している記録確認で確認する。 ・新規に容器等を設置する場合は使用前事業者検査で確認する。	30Bシリンダ 48Yシリンダ
		三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	—	—	—	・該当するグローブボックスがないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	—	—	—	・該当するグローブボックスがないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【風速測定、記録確認検査】 ・密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードについて、定期的に行う開口部の風速測定の記録確認検査により行う。	保守フード、*分析フード、*小分けフード *分析フード及び小分けフードについては、廃止措置計画認可申請書の提出に伴い、加工事業の操業予定がなくなったことを受け、今後使用する予定がないため定期事業者検査は不要である。
		六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【作動検査、記録確認検査】 ・定期的（1年に1回）に行う送排風機の起動停止シーケンス作動検査結果の記録確認を行う。	気体廃棄物の廃棄設備 （負圧差圧計）
		七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。	● 記録確認	—	—	【外観検査、漏えい検査、記録確認検査】 ・液体状の核燃料物質等を貯留している槽の外観及び漏えい点検結果の記録確認を行う。 ・定期的に行っている建家の内壁床面に亀裂等点検及び巡視の保安記録確認等で確認する。	液体廃棄物の廃棄設備 建家・構築物

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
		ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	・液体状の核燃料物質等を取り扱う設備周辺部は、隣接する床面より低い槽及び配管トレンチが施工されているため、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないことから定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
		ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	—	—	・工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
11	火災等による 損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	【保安記録確認検査】 ・消防法に基づく法定消防設備点検の保安記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	消火設備 (自動火災報知設備、ハロン消火設備)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	【保安記録確認検査(保安状況等)】 ・消防法に基づく法定消防設備点検の保安記録確認等により行う。	自動火災報知設備 【第11条1項の検査に合わせて確認】
		3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・設備で使用している機材等の材質に変更はないが、設備の変更又は新設する場合においては、不燃性又は難燃性について設備ごとに使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、施工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	管理区域内全域 【第11条1項の検査に合わせて確認】
		4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
12	加工施設内における 溢水による 損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	【外観検査(保安記録確認)】 ・定期的に行っている建物の外観目視の巡視記録による確認を行う。	原型プラント 主棟、付属棟（第1貯蔵庫含む）、第2貯蔵庫、第3貯蔵庫 廃棄物貯蔵庫 非常用発電機棟

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査可否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の可否 (●必要、▲場合による、○同時確認、△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
13	安全避難通路等	第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	【保安記録確認検査(保安状況等)】 ・消防法に基づく法定消防設備点検の保安記録確認等により行う。	非常用設備(安全避難通路) 【第11条1項の検査に合わせて確認】
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	○ 同時確認	○ 同時確認	○ 同時確認	【外観検査、保安記録確認検査(保安状況等)】 ・消防法に基づく法定消防設備点検の保安記録確認等により行う。	非常用設備(誘導灯・非常灯) 【第11条1項の検査に合わせて確認】
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	● 保安記録確認	● 保安記録確認	● 保安記録確認	【保安記録確認】 ・センター共通安全作業基準 「2.7緊急機材の管理要領」に基づく保安記録確認等により行う。	懐中電灯
14	安全機能を有する施設	第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	△ 知見考慮	－	△ 知見考慮	・設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能は変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	非常用設備 気体廃棄物設備 放射線管理設備
		2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	－	○ 同時確認	・関係者の検査が行えることでもって代える。 ・設備ごとに使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。	非常用設備 気体廃棄物設備 放射線管理設備
		3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	－	－	・設備ごとに使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能は変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	搬送設備 (天井走行クレーン及びテルハ)
		4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。	－	－	－	・他の原子力施設と共用又は安全機能を有する施設に属する設備を共用していないため、定期事業者検査は不要である。 ・使用に当たり構造や機能は変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	【該当なし】
15	材料及び構造	第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重、その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。	－	－	－	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
		二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的に変形を弾性域に抑えること。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ)は次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊検査により確認したものであること。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		ハ 適切な強度を有するものであること。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり溶接したものであること。	－	－	－	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、－該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	—	—	—	・使用前事業者検査（溶接検査）で確認する。	【該当なし】
16	搬送設備	第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。	● 記録確認	—	—	【作動検査、記録確認検査】 ・定期的に行う天井走行クレーン及びテルハの作動検査結果の記録確認を行う。 ・労安法に基づき定期的（1年に1回）に行う点検記録結果の記録確認により行う。	搬送設備 (天井走行クレーン及びテルハ)
		二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	○ 同時確認	—	—	【作動検査、記録確認検査】 ・定期的に行う天井走行クレーン及びテルハの作動検査結果の記録確認により行う。	搬送設備 (天井走行クレーン及びテルハ) 【第16条第1項の検査に合わせて確認】
17	核燃料物質の貯蔵施設	第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	・崩壊熱等により廃棄物が過熱するおそれがないため、定期事業者検査等は不要である。	該当なし
18	警報設備等	第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	● 保安記録確認	—	—	【作動検査、記録確認検査】 ・排気用ダストモニタの警報装置の作動検査の記録確認により行う。 ・定期的（1年に1回）に行う負圧差圧計の校正、警報作動確認又は巡視の保安記録確認等で確認する。 ・定期的に行う液面検知の警報作動検査の記録確認により行う。	気体廃棄物の廃棄設備 液体廃棄物の廃棄設備（液面検知） 放射線管理設備（排気用ダストモニタ）
		2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。	—	—	—	・廃止措置計画認可申請書の提出に伴い、加工事業の操業予定がなくなったことを受け、加工事業操業時に使用する設備については今後使用する予定がないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
19	放射線管理施設	第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	● 保安記録確認	—	—	【保安記録確認検査（排気管理）】 ・定期的（1回/週）で実施している排気用ダストモニタのろ紙の測定記録より確認する。	放射線管理設備 (排気用ダストモニタ)
			●	—	—	【保安記録確認検査（排水管理）】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	廃液処理設備
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	● 保安記録確認	● 保安記録確認（線量当量のみ）	—	【保安記録確認検査】 ・定期的（1回/週）で実施している測定記録より確認する。	サーベイメータ（線量当量） 空気試料自動測定装置（空気中放射性物質濃度、表面汚染密度）
20	廃棄施設	第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	● 保安記録確認	—	—	【保安記録確認検査】 ・定期的に行う排気中及び水中の放射性物質濃度測定結果の保安記録確認により行う。	排気筒 液体廃棄物の廃棄設備
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	—	—	—	・放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	【該当なし】
		三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	● 保安記録確認	—	—	【保安記録確認】 ・定期的に行っている給排気設備（排気ダクト）の外観点検の保安記録確認を行う。	給排気設備（排気ダクト）

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	● 保安記録 確認	—	—	【機能検査、保安記録確認】 ・ろ過装置の高性能エアフィルタ交換時のDOP結果の保安記録により確認する。 ・廃棄物貯蔵庫は、第2種管理区域であり、放射性固体廃棄物を容器等に封入した状態で保管しており、床、壁等の表面汚染はないため、定期事業者検査等は不要である。	気体廃棄物の廃棄設備（ろ過装置）
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	● 保安記録 確認	—	—	【漏えい検査、保安記録確認】 ・加工許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・定期的に行う液体状の放射性物質を貯留する種の漏えい点検又は巡視の保安記録により確認する。	液体廃棄物の廃棄設備
21	核燃料物質等による汚染の防止	第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	● 保安記録 確認	● 保安記録 確認	—	【保安記録確認検査】 ・建家内部の壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無を日常的な点検又は巡視の保安記録確認等により行う。	建家・構築物
22	遮蔽	第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	● 保安記録 確認	—	—	【保安記録確認検査】 ・定期的に行う建家・構築物の壁面及び天井の点検又は巡視の保安記録確認で行う。	建家・構築物（壁・床）
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・該当する設備は設置していないため、定期事業者検査等は不要である。	【該当なし】
23	換気設備	第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	● 記録確認	—	—	【機能検査、記録確認検査】 ・定期的(1年に1回)に行う気体廃棄施設の処理能力検査の記録確認により行う。	気体廃棄物の廃棄設備
			● 記録確認	—	—	【記録確認検査】 ・加工許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・定期的に行う点検又は巡視の保安記録確認により行う。	気体廃棄物の廃棄設備
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	● 記録確認	—	—	【記録確認検査】 ・加工許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ろ過装置の交換記録によりろ過装置の性能確認を行う。	気体廃棄物の廃棄設備
24	非常用電源設備	第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。	—	—	● 記録確認	【作動検査、記録確認検査】 ・定期的(1年に1回)に行う非常用発電機の作動検査結果の記録確認を行う。	非常用発電機
		2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	—	【作動検査、記録確認検査】 ・定期的(1年に1回)に行う無停電電源装置の作動検査結果の記録確認を行う。	無停電電源装置
25	通信連絡設備	第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	● 記録確認	【機能検査、記録確認検査】 ・加工許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・定期的(1年に1回)に行う非常用通報連絡設備の機能検査結果の確認により行う。	非常用通報設備
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	● 記録確認	—	—	【機能検査、記録確認検査】 ・加工許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	非常用通報設備

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
						・定期的(1年に1回)に行う非常用通報連絡設備の点検結果の記録確認により行う。	
ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟は重大事故等対処施設に該当しないため、以降の条文要求には該当しないことから、定期事業者検査等は不要である。							
26	重大事故等対処施設の地盤	第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤	—	—	—		【該当なし】
27	地震による損傷の防止	第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く）又は重大事故（以下「重大事故等」と称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。	—	—	—		【該当なし】
		2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
28	津波による損傷の防止	第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
29	火災等による損傷の防止	第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。 3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
30	重大事故等対処設備	第三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。 六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】
			—	—	—		【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
		2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
		3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下この項において同じ。）と接続するものについては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		二 常設設備と接続するものについては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	—	—	—		【該当なし】
		三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	—	—	—		【該当なし】
		五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
		六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—		【該当なし】
31	材料及び構造	第三十一条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る）及び第二号の規定については法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。	—	—	—		【該当なし】
		二 容器等の主要な溶接部（溶接金属及び熱影響部をいう。）は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—		【該当なし】
		イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—		【該当なし】
		ロ 溶接部による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—		【該当なし】
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—		【該当なし】
		二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	—	—	—		【該当なし】
		2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。	—	—	—		【該当なし】
32	臨界事故の拡大を防止するための設備	第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	—	—	—		【該当なし】
		二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備	—	—	—		【該当なし】
33	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備	—	—	—		【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○同時確認、△知見考慮、一該当なし)			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		原型プラント	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟		
			二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	—	—		
34	工場への放射性物質の拡散を抑制するための設備	第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
35	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備	第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
36	電源設備	第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
37	監視測定設備	第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び総量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
		2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	
38	緊急時対策所	第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—	【該当なし】	
		二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。	—	—	—	【該当なし】	
		2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない	—	—	—	【該当なし】	
39	通信連絡を行うために必要な設備	第三十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。	—	—	—	【該当なし】	